

令和4年2月24日

電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(令和3年度第2四半期)

(趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金)を、3年間監視することと整理されています。

上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和3年7月から9月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧簡易ガス事業者: 115事業者 277供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和3年7月から9月までの期間(以下「本件対象期間」という。)の以下の情報を収集した。

- ① 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金(月次)
- ② 家庭用におけるガス販売量及び販売額を前提として算定した販売単価(月次)

2. 調査結果

(1) 本件対象期間における調査の結果、値上げを行った事業者が1事業者(1供給地点群)確認されたため、その内容について検証・確認を行った。

(2) その結果、合理的でない値上げに該当するおそれがあると判断し、当該事業

者へのヒアリング等を実施していたところ、同事業者から料金を値上げ前の水準に戻し、それまでの差額分も需要家へ返金したい旨の説明を受けた。このため、同事業者に対して、需要家への差額分の返金及び事前説明等について適切に対応するよう指導した。

- (3) 当該事業者以外の事業者については、値上げが行われた事実は認められなかった。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 池田

統括ネットワーク事業管理官 伊藤

担当者: 宮嶋、中橋、牛島、齋藤

電 話: 03-3501-1552(直通)